

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 7月 2日

近畿地方整備局

奈良国道事務所長 村田 重雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、ICタグ等の通信機器技術を活用した「自律移動支援システム」を構築するため、平成18年度に引き続き奈良市内において、モニター調査等により自律移動支援システムの実用化に向けた事業モデル構築のための検討を行うとともに、シームレスな移動に資する誘導情報提供サービス内容の検討を行うものである。

当該業務の実施にあたっては、「自律移動支援システム」に関し、高度な専門的技術を活用し、実用化モデルを構築する知識を有している必要があるほか、自律移動支援システムに関するセキュリティーポリシーや情報提供エリア・頻度等のサービス定義のデータ及び各地域の実証実験のデータの利用環境が整っていることが必要であることから、財団法人国土技術研究センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1)業務名 平成19年度自律移動支援システム実施検討業務
- (2)業務内容 ICタグ等の通信機器技術を活用した、身体的状況に応じた移動経路、交通手段、目的地などの誘導情報提供サービス内容の検討。
- (3)履行期限 平成20年3月19日

### 3. 業務目的

本業務は、ICタグ等の通信機器技術を活用した「自律移動支援システム」を構築するため、平成18年度に引き続き奈良市内において、モニター調査等により自律移動支援システムの実用化に向けた事業モデル構築のための検討を行うとともに、シームレスな移動に資する誘導情報提供サービス内容の検討を行うものである。

### 4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1)基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 2)技術力に関する要件

- ①交通バリアフリー、歩行者ITS、及び自律移動支援システムについて、経緯や内容を熟知していること。
- ②自律移動支援システムに関する高度な専門的技術を活用し、実用化モデルを構築できる知識を有していること。
- ③自律移動支援システムの実証実験で明らかになった課題等について、これらを改善して実用化に繋げるため、システム全体を把握していること。
- ④自律移動支援システムに関するセキュリティーポリシーや情報提供エリア・頻度等のサービス定義のデータ及び各地域の実証実験等のデータの利用環境が整っていること。

#### 3)業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国の機関が発注した、自律移動支援システム実施検討に関する業務

類似業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国又は地方公共団体が発注した、通信機器技術を活用した先進的な人の移動支援検討に関する業務

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

#### 1)資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア)技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。
- イ)RCCMの資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。
- ウ)国土交通省又は地方公共団体において指導管理の職にあった者で、技術士(建設部門)の資格、又はRCCMの資格を取得している者。
- エ)国土交通省又は地方公共団体において指導管理の職にあった者で、請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。
- オ)国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

## 2)業務実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国の機関が発注した、自律移動支援システム実施検討に関する業務

類似業務:平成14年度以降に元請けで受注し完了した業務で、国又は地方公共団体が発注した、通信機器技術を活用した先進的な人の移動支援検討に関する業務

## 5. 手続等

### (1)担当部局

〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-5-11

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 経理課 契約指導係

電話:0742-33-1391(代)(内線226)

F A X:0742-34-1713

### (2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:平成19年7月2日から平成19年7月12日までの土、日曜日および祭日は除く毎日、交付時間は9時から17時まで

交付場所:(1)に同じ

交付方法:手渡しとする。

### (3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:平成19年7月12日 17時

提出場所:(1)に同じ

提出方法:持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

## 6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の  
提出予定期限:平成19年7月31日 17時

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設  
コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない  
場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術  
提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するため  
には、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。